

## 板橋区地域自立支援協議会設置要綱

平成19年10月31日区長決定

（設置目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3第1項の規定に基づく協議会として、板橋区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、板橋区における障がい者福祉に関する問題について、相談支援事業の中立・公正な実施及び地域の障がい福祉関係機関の連携強化等を図るため、地域の障がい福祉に関する仕組みづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場とする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）相談支援事業の運営・評価、今後のあり方に関すること。
- （2）地域の障がい福祉関係機関との連携体制の構築等に関すること。
- （3）障がい者が適切にサービス利用するための関係者による連絡調整の促進に関すること。
- （4）困難事例の対応についての協議及び調整に関すること。
- （5）相談支援に係わる人材の資質向上に関すること。
- （6）障がい福祉の増進に必要な事項に関する協議
- （7）障害者総合支援法第88条第1項の規定により市町村障害福祉計画として定める板橋区障がい福祉計画を変更しようとするときに、意見を述べること。
- （8）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）第17条第1項の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）に関すること。
- （9）その他、区長が必要と認めること。

（組織）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員（以下「委員」という。）15名以内をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）障がい当事者等
- （3）保健医療関係者
- （4）子育て・教育関係機関
- （5）相談支援事業者
- （6）障がい福祉サービス事業者等
- （7）企業・就労支援機関等雇用関係者

- (8) 民生委員
- (9) 公募委員
- (10) 区職員

(差別解消支援専門委員)

第4条 第2条第8号の地域協議会に関し必要があると認めるときは、差別解消支援専門委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員及び差別解消支援専門委員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員等（区職員のうちから任命する委員を除く。）は、任期の通算5期を限度として再任することができる。ただし、公募委員の任期は1期限りとする。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認め、協議会の決議を経たときは非公開とすることができる。

(部会の設置)

第9条 協議会の下に、次の各号に掲げる部会を設置することができる。なお、その部会の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 定例部会

障がい福祉事業に携わる関係者により、事業に関する諸課題を検討し、協議会への提言及び報告を行う部会をいう。課題の種類は、会長が決定し、課題ごとに設置する。

(2) 専門・作業部会（以下「専門部会」という）

協議会で承認された特定課題について検討又は実務的な作業等を行い、協議会に報告する部会をいう。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置く。ただし、専門部会の副部会長についてはこれを置かないことができる。
- 3 部会長は会長が、副部会長及び部会員は部会長が委員又は障がい福祉事業に携わる関係者等の中から指名する。
- 4 部会に、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。
- 5 臨時委員は、特定課題に専門的に対応できる知識又は経験を有する者の中から会長又は部会長が選定する。
- 6 部会長は、部会を招集し、会務を総理する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(謝礼)

第10条 会長、副会長及び委員等並びに前条第2項に規定する部会長、副部会長及び第4項に規定する臨時委員については、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。